

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク
(正式名称：森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク)

2018 年度 総会

日時：2018年10月22日（月）13：30～14：00

会場：東京大学安田講堂（東京都文京区本郷7－3－1）

承認資料一式

- 1 ネットワーク参加自治体一覧
- 2 設立趣旨
- 3 規 約
- 4 役 員
- 5 2018年度事業計画
- 6 共同宣言

参加 110 自治体の一覧

2018 年 10 月 22 日現在（建制順 敬称略）

都道府県（16）

1	岩手県	知事	達増 拓也
2	秋田県	知事	佐竹 敬久
3	茨城県	知事	大井川 和彦
4	山梨県	知事	後藤 斎
5	長野県	知事	阿部 守一
6	岐阜県	知事	古田 肇
7	静岡県	知事	川勝 平太
8	三重県	知事	鈴木 英敬
9	滋賀県	知事	三日月 大造
10	兵庫県	知事	井戸 敏三
11	奈良県	知事	荒井 正吾
12	鳥取県	知事	平井 伸治
13	広島県	知事	湯崎 英彦
14	徳島県	知事	飯泉 嘉門
15	大分県	知事	広瀬 勝貞
16	宮崎県	知事	河野 俊嗣

市区町村 (39 市 33 町 22 村 計 94)

1	北海道	旭川市	市長	西川 将人
2		鷹栖町	町長	谷 寿男
3		東川町	町長	松岡 市郎
4		中富良野町	町長	木佐 剛三
5		中頓別町	町長	小林 生吉
6	岩手県	久慈市	市長	遠藤 譲一
7		釜石市	市長	野田 武則
8		田野畑村	村長	石原 弘
9	宮城県	加美町	町長	猪股 洋文
10	福島県	塙町	町長	宮田 秀利
11	群馬県	上野村	村長	黒澤 八郎
12	長野県	長野市	市長	加藤 久雄
13		松本市	市長	菅谷 昭
14		上田市	市長	土屋 陽一
15		岡谷市	市長	今井 竜五
16		飯田市	市長	牧野 光朗
17		諏訪市	市長	金子 ゆかり
18		須坂市	市長	三木 正夫
19		小諸市	市長	小泉 俊博
20		伊那市	市長	白鳥 孝
21		駒ヶ根市	市長	杉本 幸治
22		中野市	市長	池田 茂
23		大町市	市長	牛越 徹
24		飯山市	市長職務代理者 副市長	月岡 壽男
25		茅野市	市長	柳平 千代一
26		塩尻市	市長	小口 利幸
27		佐久市	市長	柳田 清二
28		千曲市	市長	岡田 昭雄
29		東御市	市長	花岡 利夫
30		安曇野市	市長	宮澤 宗弘
31		南相木村	村長	中島 則保
32		佐久穂町	町長	佐々木 勝
33		軽井沢町	町長	藤巻 進

34		御代田町	町長	茂木 祐司
35		青木村	村長	北村 政夫
36		長和町	町長	羽田 健一郎
37		下諏訪町	町長	青木 悟
38		原村	村長	五味 武雄
39		辰野町	町長	武居 保男
40		箕輪町	町長	白鳥 政徳
41		飯島町	町長	下平 洋一
42		南箕輪村	村長	唐木 一直
43		中川村	村長	宮下 健彦
44		宮田村	村長	小田切 康彦
45		松川町	町長	深津 徹
46		高森町	町長	壬生 照玄
47		阿智村	村長	熊谷 秀樹
48		下條村	村長	金田 憲治
49		天龍村	村長	永嶺 誠一
50		喬木村	村長	市瀬 直史
51		南木曾町	町長	向井 裕明
52		木祖村	村長	唐澤 一寛
53		山形村	村長	本庄 利昭
54		池田町	町長	甕 聖章
55		松川村	村長	平林 明人
56		白馬村	村長	下川 正剛
57		小谷村	村長	松本 久志
58		坂城町	町長	山村 弘
59		小布施町	町長	市村 良三
60		高山村	村長	内山 信行
61		木島平村	村長	日墓 正博
62		小川村	村長	染野 隆嗣
63	岐阜県	大垣市	市長	小川 敏
64		高山市	市長	國島 芳明
65		美濃市	市長	武藤 鉄弘
66		山県市	市長	林 宏優
67		飛騨市	市長	都竹 淳也
68		郡上市	市長	日置 敏明

69		岐南町	町長	松原 秀安
70		養老町	町長	大橋 孝
71		揖斐川町	町長	富田 和弘
72		白川村	村長	成原 茂
73	静岡県	牧之原市	市長	杉本 基久雄
74	三重県	名張市	市長	亀井 利克
75		熊野市	市長	河上 敢二
76		いなべ市	市長	日沖 靖
77		大台町	町長	大森 正信
78	滋賀県	近江八幡市	市長	小西 理
79		東近江市	市長	小椋 正清
80		多賀町	町長	久保 久良
81	京都府	京都市	市長	門川 大作
82	兵庫県	養父市	市長	広瀬 栄
83	奈良県	桜井市	市長	松井 正剛
84		吉野町	町長	北岡 篤
85	鳥取県	若桜町	町長	矢部 康樹
86		智頭町	町長	寺谷 誠一郎
87		伯耆町	町長	森安 保
88		日南町	町長	増原 聡
89	岡山県	備前市	市長	田原 隆雄
90	広島県	竹原市	市長	今榮 敏彦
91		熊野町	町長	三村 裕史
92		世羅町	町長	奥田 正和
93	徳島県	佐那河内村	村長	岩城 福治
94		神山町	町長	後藤 正和

設立趣旨

近年、森や自然を活用した幼児期からの多様な体験活動の重要性への関心が全国的に高まり、いくつかの自治体において、その具現化のための施策の推進や検討が行われています。

2018 年から施行される改定保育所保育指針、改訂幼稚園教育要領、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領、さらに 2020 年から段階的に施行される学習指導要領においても、子どもの主体性や自己肯定感等の「非認知的スキル」を、自然体験活動等を通じて早期から醸成することの必要性が指摘されています。

すべての子どもたちの多様性と興味関心が幼児期から尊重され、子どもたちが主体的に学べる環境づくりを通して一人ひとりの能力が豊かに開花されれば、未来の地域社会を支え、地方創生の流れをさらに力強く牽引する人材育成にもつながるものと期待されます。

森と自然を活用した保育と幼児教育が子どもたちのしあわせな成長の基盤であることを全国各地の自治体と幅広く共有するため、当ネットワークの趣旨に賛同する自治体間の交流と学びあいの機会を創出すると共に、森と自然を活用した保育と幼児教育の質の向上と充実のための情報発信、各種調査、指導者の人材育成、国への提言等に共同して取り組めるよう、地方自治体が自由に参加できるネットワークを設立いたします。

2018 年 4 月 17 日

規 約

(名称)

第1条 本ネットワークの名称は「森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク」とする。なお、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」を通称とする。

(目的)

第2条 本ネットワークは、森と自然を活用した保育と幼児教育が子どもたちのしあわせな成長の基盤であることを全国各地の自治体と幅広く共有するため、ネットワークの趣旨に賛同する自治体間の交流と学びあいの機会を創出すると共に、森と自然を活用した保育と幼児教育の質の向上と充実のための情報発信、各種調査、指導者の人材育成、国への提言等に共同して取り組むことを目指す。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を推進する。

- (1) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びに関心ある自治体や民間団体等との交流と連携の拡大
- (2) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びの認知度を高めるための情報の共有や発信
- (3) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びに資する調査研究や人材育成
- (4) 地方ならではの特色ある多様な保育・幼児教育のあり方についての提言等、森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びの発展に資する国への政策提言や要望

(構成)

第4条 本ネットワークの構成員は、第2条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

(参加)

第5条 構成員として本ネットワークに参加を希望する自治体は、その意思を別添の様式1により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

(脱退)

第6条 脱退を希望する構成員は、その意思を別添の様式2により事務局に提出することをもって脱退できるものとする。

(役員の種別)

第7条 本ネットワークに次の役員を置く。

代 表 1名

副代表 2名以上10名以内

2 役員は、構成員である自治体の代表者が務めるものとする。

(役員の選任)

第8条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

(役員の職務)

第9条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは総会の議長を務める。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員の自治体において代表者に変更があったときは、後任者が役員を承継する。

3 役員の補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後であっても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第11条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(総会の構成)

第12条 総会は、構成員をもって構成する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

- 3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の3分の1以上から請求があったときに開催する。
- 4 総会は、電子メールなどインターネットを利用した電子総会により開催することもできる。

(総会の招集)

第14条 総会は、代表が招集する。

- 2 総会を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 規約の変更
- (4) その他会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第16条 総会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、電子総会による議事は構成員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) その他記録として残す必要のある事項
- 2 代表は、総会（電子総会を除く）の開会時に議事録確認者を指名するものとする。
 - 3 議事録は事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第18条 本ネットワークに幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他、代表が必要と認めた事項について検討を行う。

- 3 幹事会は、代表及び副代表を務める自治体の担当部課長等で構成する。
- 4 幹事会には幹事長を置く。
- 5 幹事長は、代表を務める自治体の担当部課長等とする。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
- 7 幹事の任期は、当該自治体の役員と同一期間とする。
- 8 幹事会は、幹事長が招集する。
- 9 幹事会は、電子メールなどインターネットを利用して開催することもできる。

(事業年度)

第 19 条 本ネットワークの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 20 条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当該年度の代表を務める自治体の主管部局に置く。
- 3 事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を速やかに全構成員に知らせることとする。

(連携団体)

第 21 条 本ネットワークは、事業の推進発展のために公益法人や民間団体等と連携できるものとする。連携団体については構成員から推薦を受け、幹事会にて承認する。

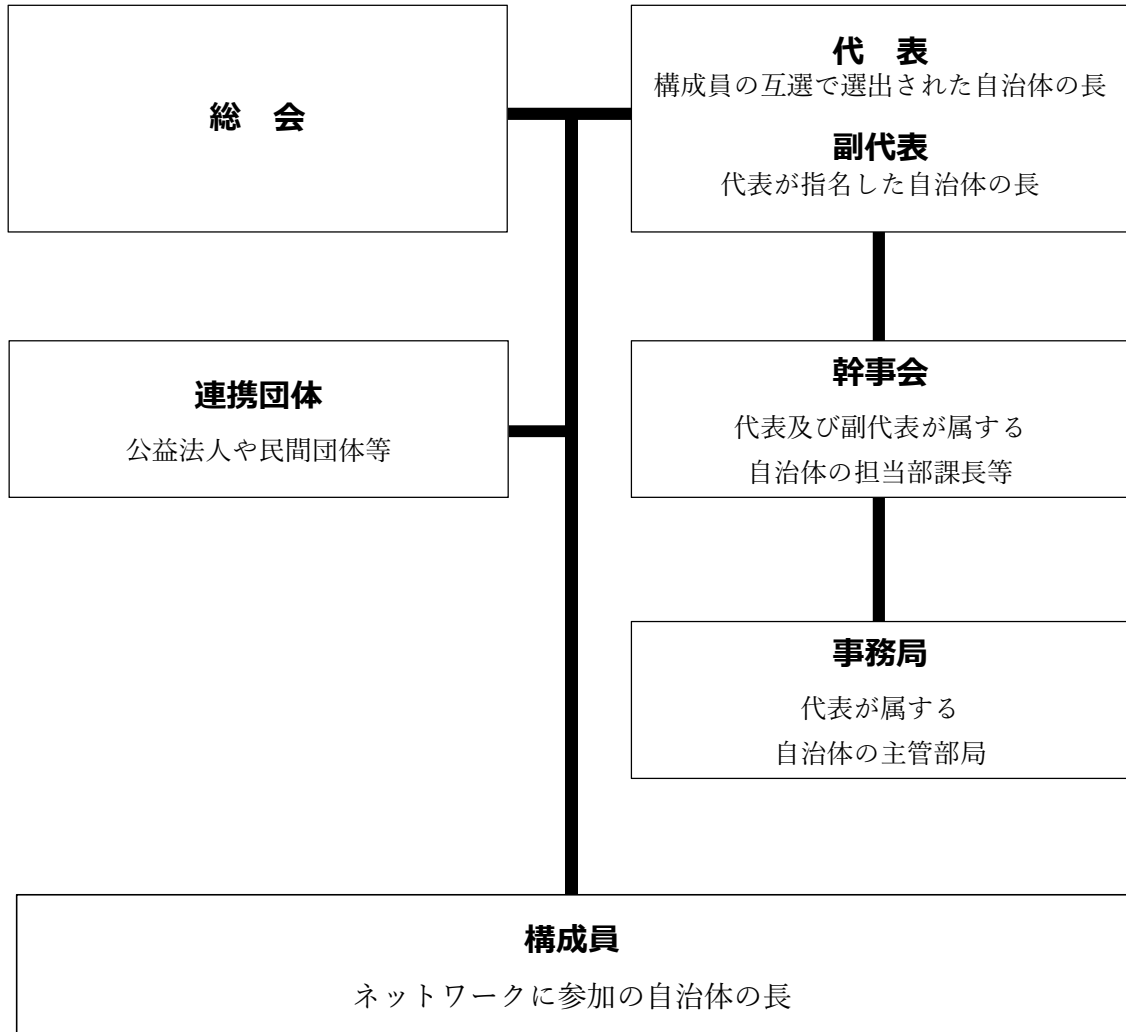
(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附 則

- 1 この規約は、2018 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 2018 年度に選任された役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、次の定期総会までとする。

組 織 図



参加申込書

森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク
(森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク) について、構成員として参加します。

年 月 日

自治体名

代表者名

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク事務局 御中

担当者連絡先

所属		TEL	
職名		FAX	
氏名		E メール	

脱 退 届

森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク
(森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク) から、脱退いたします。

脱退理由：

年 月 日

自治体名

代表者名

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク事務局 御中

担当者連絡先

所属		TEL	
職名		FAX	
氏名		E メール	

役 員

役員は以下のとおりとする。

代 表	長野県知事	阿部 守一
副代表	鳥取県知事	平井 伸治
	広島県知事	湯崎 英彦

なお、2018年度の上記以外の副代表は、今回の総会後に上記の役員で協議の上、代表が指名するものとする。

2018年度事業計画

1. 2018 年度事業計画（実施済含）

2018.4.17	発起人 3 県による設立宣言（都道府県会館）
2018.5.12～13	第 28 回森と花の祭典・みどりの感謝祭「みどりとふれあうフェスティバル」（主催：（公社）国土緑化推進機構他）にて 3 県共同で広報
2018.5.21	幼児教育の無償化に関する国への要望書を関係省庁の大臣に自治体有志で提出（6 月 12 日に再提出）
2018.7.13	第 3 回森と自然を活用した保育・幼児教育自治体勉強会 In 中部にて報告と広報（岐阜県森林文化アカデミー：美濃市）
2018.10.4～5	「子育てと教育を考える首長の会第 10 回記念研究会 in 安曇野」にて報告と広報
2018.10.22	設立総会並びに設立記念シンポジウム開催（東京大学安田講堂）
2018.10.27～28	「日本自然保育学会 第 3 回大会 in 東京」にて報告及び広報
2018.11.2～4	「森のようちえん全国交流フォーラム in とっとり」にて報告と広報
2018 年内(予定)	自然保育に関する幼児教育の無償化や支援に関する国への提言

2. 今後の活動計画

- （１）参加自治体における関連施策のとりまとめと共有
- （２）森と自然を活用した保育・幼児教育に関する課題把握
（対象：自治体担当者並びに保育・幼児教育実践者、保護者等）
- （３）連携団体（※）との共同調査研究等
- （４）大学等学術研究機関や企業との共同調査研究等
- （５）特色ある保育・幼児教育の実践現場の視察等
- （６）自治体担当者や保育・幼児教育実践者を対象とする勉強会や交流会等
- （７）多様で特色ある保育・幼児教育の推進や幼児教育の無償化等に関する国への提案等

【連携団体】

国土緑化推進機構、日本自然保育学会、森のようちえん全国ネットワーク連盟

（2018 年 10 月 22 日現在）

共同宣言

私たちは、すべての子どもの多様性と主体性が尊重され、ふるさとの自然環境や地域資源を活用した育ちと学びが実現されるよう、共同して次の活動に取り組みます。

1. 森と自然を活用した保育・幼児教育に関心ある自治体や民間団体等と積極的に交流し連携を図ります。
2. 森と自然を活用した保育・幼児教育の社会的認知の向上を目指し、情報の収集と発信に積極的に取り組みます。
3. 森と自然を活用した保育・幼児教育の質向上のため、各地域の先進事例を学び合い、調査研究や人材育成に取り組みます。
4. 地方ならではの特色ある多様な保育・幼児教育について、国と情報共有し、その環境整備のための提言や要望を行います。

2018 年 10 月 22 日

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク
参加自治体（16 県 39 市 33 町 22 村）